

工場立地に関する準則の一部改正（施行日 平成 27 年 5 月 25 日）

**この改正により、以下の業種に対する生産施設面積率の上限が 65%
へ引き上げられました。**

- **製材業、木製品製造業（一般製材業を除く。）**
- **造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）**
- **非鉄金属鑄物製造業**
- **一般製材業**
- **農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）**
- **繊維機械製造業**
- **建設機械・鉱山機械製造業**
- **冷凍機・温湿調整装置製造業**
- **潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）**